

# 1 1 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

会第4号

「議員提出規則案」

令和6年12月20日

提出議案

会第 4 号 草津市議会会議規則の一部を改正する規則案 ..... 2

会第4号

草津市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条および草津市議会会議規則(平成9年草津市議会規則第2号)第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和6年12月20日

草津市議会議長

西村 隆行 様

提出者

草津市議会議員

福田 茂雄

賛成者

草津市議会議員

瀬川 裕海

土肥 浩資

西垣 和美

藤井 三恵子

八木 良人

田中 詩織

草津市議会会議規則の一部を改正する規則

草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第157条 《現行どおり》 （情報通信端末機器の使用）</p> <p>第157条の2 情報通信端末機器（<u>議長が指定するもの</u>に限る。以下同じ。）を議場または委員会の会議室に持ち込み、会議で使用することができる。ただし、前条の運用を電子データにより行うときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>第158条～第167条 《現行どおり》</p>	<p>第1条～第157条 《省略》 （情報通信端末機器の使用）</p> <p>第157条の2 <u>議員は</u>、情報通信端末機器（<u>議会が議員に貸与するタブレット型端末</u>に限る。以下同じ。）を議場または委員会の会議室に持ち込み、会議で使用することができる。ただし、前条の運用を電子データにより行うときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p>2 《省略》</p> <p>第158条～第167条 《省略》</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 改正理由

会議の規律に関する規定の中で、業務効率化や生産性の向上のため、議会が議員へ貸与するタブレット端末機器に限らず、議長が指定する情報通信端末機器を議場または委員会の会議室に持ち込み、会議で使用することができるよう、所要の改正を行うもの。